

食の幸発信施設整備事業 拠点施設基本設計業務委託プロポーザル技術提案書作成要領

食の幸発信施設整備事業 拠点施設建築基本設計業務委託プロポーザルにおける技術提案書は、以下について留意し作成するものとする。

1. 技術提案書作成上の基本事項

技術提案書は、設計業務における具体的な取り組み方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。本要領において記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2. 技術提案書の作成方法

- (1) 技術提案書は、様式第7号～様式第14号に示すとおりとし、用紙の使用は片面とする。
- (2) 提案は1テーマ1枚の用紙に収め、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (3) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- (4) 具体的な設計図、模型(模型写真を含む。)、透視図等(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)を使用してはならない。
- (5) 提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な氏名及び社名等)を記載してはならない。
- (6) 用いる言語は、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本国の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (7) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。

3. 技術提案書への記載事項

以下の項目に関する提案を記載することとする。

- (1) 本業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項
- (2) 下記の「プロポーザルで求める施設整備の考え方」に対する提案の的確性、創造性、実現性及び経済性

● 「プロポーザルで求める施設整備の考え方」

雲南市の地域特性を考慮し、下記テーマについて提案して下さい。

テーマ①：地域製品の販売拠点について

- 1) 農産物や加工品、総菜等の販売など「地産地商」に適した店舗を提案すること。
 - ※農産物の鮮度維持や出荷量の変動に対応する工夫
 - ※地域産品をPRする工夫
 - ※イートインスペースの活用を推進する工夫

テーマ②：雲南市らしい交流拠点の核となる施設整備について

- 1) 周辺景観に調和するとともに、雲南市のランドマークとしてPRできる施設を提案すること。

2) 来場者の滞在時間を長くする工夫を施設に盛り込み提案すること。

※隣接施設（道の駅、ふるさと尺の内公園、尺の内農園）との回遊性を高める工夫、隣接施設との連携提案。

※週末のファミリー層を取り込む工夫

※軒先のイベントスペースに対する工夫

3) 生産者並びに地域住民が積極的に活用したくなる施設を提案すること。

テーマ③：利用者にやさしい施設整備について

1) はじめてきた人でも分かり易い動線や配置計画、バリアフリー化など、快適性や利便性に優れた施設を提案すること。

2) 安全性の高い駐車場になるよう配置計画を行うこと。

3) 適切な位置に緑化ゾーンを配置すること。

テーマ④：コスト低減を図りながら、市内産木材の活用を推進する具体的な方策を提案すること（構造は木造に限らない）。なお、コスト低減など明確な理由がある場合には、施設の分離・再構成も可能と認める。

テーマ⑤：省エネルギー・省資源や新エネルギーの活用等による環境負荷の低減に関する考え方を提案すること。

テーマ⑥：初期投資及び維持管理コストの縮減に関する具体的な方策を提案すること。

4. 技術提案の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。